

ふじみ野市立公民館条例新旧対照表

改正案					現行								
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)								
名 称		位 置			名 称		位 置						
(略)		(略)			(略)		(略)						
					ふじみ野市立上福岡公民館		ふじみ野市福岡一丁目1番8号						
(略)		(略)			(略)		(略)						
ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館		ふじみ野市大井中央一丁目15番11号			ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館		ふじみ野市中央一丁目15番11号						
(略)		(略)			(略)		(略)						
別表第2(第9条関係)					別表第2(第9条関係)								
1 大井中央公民館及び上福岡西公民館					1 大井中央公民館、 <u>上福岡公民館</u> 及び上福岡西公民館								
単位(円)					単位(円)								
公民館名	室名	曜日	区分				公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大井中央 公民館	視聴覚室		800	1,000	1,250		大井中央 公民館	視聴覚室		800	1,000	1,250	
	調理実習室		400	500	600			調理実習室		400	500	600	
	美術室		350	450	550			美術室		350	450	550	

大会議室		550	700	850	
第1研修室		400	500	600	
第2研修室		200	250	300	
第3研修室(和室)		350	450	550	
第2会議室		300	350	450	
展示室		350	450	550	
手工芸室		350	450	550	
児童室		450	550	700	
楽屋(和室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
	土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
楽屋(洋室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
	土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
	土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
ホール	平日	9,000	13,600	17,600	36,100
	土日	12,000	17,600	22,800	47,100

大会議室		550	700	850	
第1研修室		400	500	600	
第2研修室		200	250	300	
第3研修室(和室)		350	450	550	
第2会議室		300	350	450	
展示室		350	450	550	
手工芸室		350	450	550	
児童室		450	550	700	
楽屋(和室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
	土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
楽屋(洋室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
	土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
	土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
ホール	平日	9,000	13,600	17,600	36,100
	土日	12,000	17,600	22,800	47,100

		祝				
上福 岡西 公民 館	ギャラ リー		200	300	400	
	保育室		200	300	400	
	美術工 芸室		500	600	700	
	調理室		500	700	800	
	暗室		100	100	100	
	第1学習 室		200	300	400	
	第2学習 室		200	300	400	
	集会室		500	700	800	
	第1和室		300	400	500	
	第2和室		400	600	800	
	ホール		700	900	1,100	

		祝				
上福 岡公 民館	ホール		300	400	500	
	①					
	ホール		300	400	500	
	②					
	和室①		150	250	300	
	和室②		150	250	300	
	和室③		150	250	300	
	実習室		400	500	600	
	音楽室		300	400	500	
	学習室		300	400	500	
上福 岡西 公民 館	ギャラ リー		200	300	400	
	保育室		200	300	400	
	美術工 芸室		500	600	700	
	調理室		500	700	800	
	暗室		100	100	100	
	第1学習 室		200	300	400	
	第2学習 室		200	300	400	
	集会室		500	700	800	
	第1和室		300	400	500	
	第2和室		400	600	800	
	ホール		700	900	1,100	

視聴覚室		400	500	600	
ステージ(楽屋を含む。)		600	700	800	
団体連絡室		200	300	400	

2 (略)

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が利用に供する目的の準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を

視聴覚室		400	500	600	
ステージ(楽屋を含む。)		600	700	800	
団体連絡室		200	300	400	

2 (略)

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が利用に供する目的の準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を

乗じて得た額とする。

- 5 大井中央公民館ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 6 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

乗じて得た額とする。

- 5 大井中央公民館ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 6 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。